

令和4年
5月13日から
施行

変わります!

自動車の積載制限

「自動車の積載の制限の見直し」等を中心とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

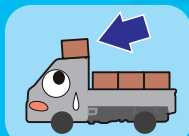


改正により、一部の制限外積載許可申請が不要になります

	改正令の施行前		改正令の施行後		
	長さ	幅	長さ	幅	
積載物の大きさの制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの	左記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。
積載方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと	

ココは **変わりません!**

以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。安全運転を心がけましょう。



荷台や座席でないところに荷物を積んではいけません。



定められた積載の制限を超えて、物を積んではいけません。



運転の妨げになったり、自動車の安定が悪くなったりする積み方をしてはいけません。



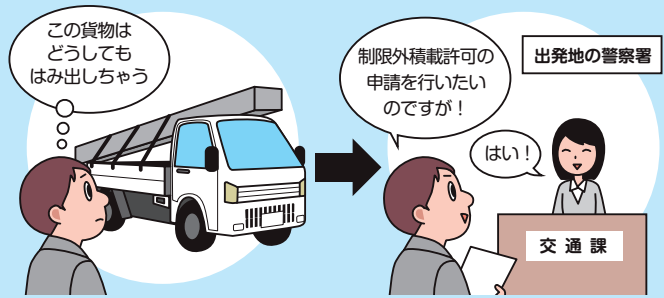
方向指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯等が見えにくくなるような積み方をしてはいけません。



荷物が転落しないように、ロープやシートを使って荷物を確実に積み重ねなければなりません。

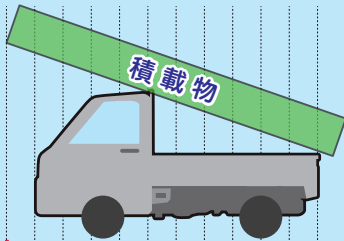
制限外積載許可制度とは？

貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合において、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長の許可を得るための手続です。



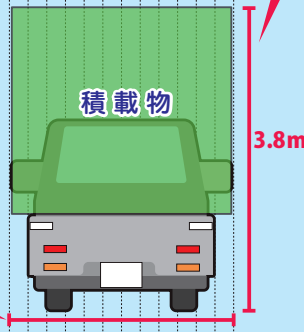
施行後はこうなる！

積載物の大きさの制限



車体の長さの
1.2 倍まで

車体の幅の
1.2 倍まで



長さ

自動車の長さとその長さの $\frac{10}{100}$ の長さを加えたものを超える場合

幅

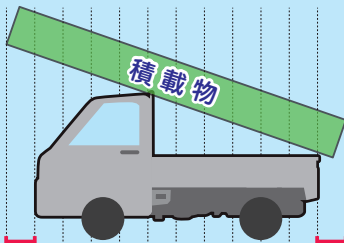
自動車の幅にその幅の $\frac{10}{100}$ の幅を加えたものを超える場合

高さ

3.8メートル（軽四及び三輪自動車は2.5メートル）からその自動車の積載場所の高さを減じた高さを超える場合

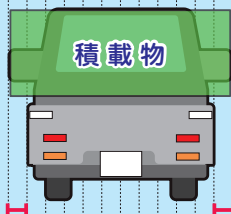
施行後はこうなる！

積載方法の制限



前
車体の長さの
0.1 倍まで

後
車体の長さの
0.1 倍まで



左
車体の幅の
0.1 倍まで

右
車体の幅の
0.1 倍まで

前後

自動車の車体の前後から自動車の長さの $\frac{10}{100}$ の長さを超えてはみ出す場合

左右

自動車の車体の左右から自動車の幅の $\frac{10}{100}$ の幅を超えてはみ出す場合